

# 規制区域開始前後の宅地造成等規制法又は盛土規制法許可申請の取り扱い

盛土規制法の運用開始日前後の許可申請もしくは工事に関しては、届出もしくは再度の許可申請が必要となる場合があります。留意事項をご確認いただき、申請手続きを進めていただきますようお願いいたします。

## 【留意事項】

規制区域内（宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）において、運用開始日前に旧法に基づく許可申請を提出した場合、運用開始日までに旧法に基づく許可処分を受けなければ、運用開始日後に盛土規制法（以下「新法」という。）に基づく許可申請を改めて提出する必要があります。

規制区域内（旧法）において、旧法の許可申請が不要な場合であっても、新法において新たに追加された工事を実施している場合には、運用開始日までに工事着手を行った上で、運用開始日から21日以内に新法第21条第1項又は同法第40条第1項に基づく届出が必要となります。

### ■宅地造成、特定盛土に関する工事

要件 ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ 				

### ■土石の堆積に関する工事

要件 ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ 	

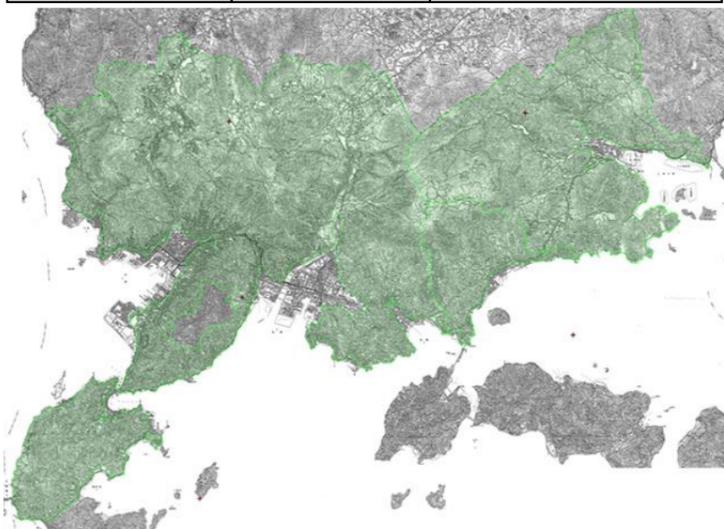
パターン	規制区域内（宅地造成等規制法）		規制区域内（盛土規制法（新法））令和6年4月1日から	
	旧 規制 区域 内 ↓ 新 規制 区域 内	規制開始前に許可を受けた工事	許可申請 → 許可	工事着手 → 変更許可申請 → 変更許可 → 完了検査
規制開始後に許可を受けた工事	許可申請	申請取下げ → 許可申請 → 許可 → 工事着手 → 中間検査 → 定期報告 → 完了検査		
規制前に工事着工 (旧法による許可が不要な工事で、新法において新たに追加された工事に着手している場合)	工事着手	届出※ ※運用開始から21日以内に届出の提出が必要です。		
規制前に工事着工した工事 (上記の工事)で届出内容に変更がある場合	工事着手	届出※ → 変更届出 ※運用開始から21日以内に届出の提出が必要です。		

規制区域外（旧法）において、運用開始日までに工事着手を行った上で、運用開始日から21日以内に新法第21条第1項又は同法第40条第1項に基づく届出が必要となります。

パターン	規制区域外（宅地造成等規制法）		規制区域内（盛土規制法（新法））令和6年4月1日から	
	旧 規制 区域 外 ↓ 新 規制 区域 内	規制開始前に工事着手した工事	工事着手	届出※ ※運用開始から21日以内に届出の提出が必要です。
規制開始前に工事着手した工事 (上記の工事)で届出内容に変更がある場合	工事着手	届出※ → 変更届出 ※運用開始から21日以内に届出の提出が必要です。		
規制開始後に許可をした工事		許可申請 → 許可 → 工事着手 → 中間検査 → 定期報告 → 完了検査		
規制開始後に工事着手した場合	<del>工事着手</del>	許可申請 → 許可 → 工事着手 → 中間検査 → 定期報告 → 完了検査		

### ■旧宅地造成工事規制区域（令和6年3月31日まで）

名称	対象地域	未指定
旧宅地造成工事規制区域	旧呉市、音戸町、川尻町、安浦町の各一部	旧呉市、音戸町、川尻町、安浦町の各一部、下蒲刈町、蒲刈町倉橋町、豊浜町、豊町



### ■盛土規制法規制区域（令和6年4月1日から）

名称	対象地域	未指定
宅地造成等工事規制区域	呉市全域（特定盛土等規制区域を除く）	なし
特定盛土等規制区域	倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町及び豊町の各一部等	

